

第百五十五回国
参議院
総務委員会
會議録
第四号

平成十四年十一月十二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月五日

補欠選任

南野知恵子君

椎名 一保君

十一月六日

補欠選任

辻 泰弘君

朝日 俊弘君

十一月七日

補欠選任

朝日 俊弘君

辻 泰弘君

十一月八日

補欠選任

八田ひろ子君

市田 忠義君

市田 忠義君

八田ひろ子君

出席者は左のとおり。

委員長

山崎 力君

理事

景山俊太郎君

世耕 弘成君

山内 俊夫君

伊藤 基隆君

高橋 千秋君

委員

泉 信也君

小野 清子君

加藤 紀文君

久世 公堯君

椎名 一保君

谷川 秀善君

本日の會議に付した案件

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律及び二千五

日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議

院送付)

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を

開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る五日、南野知恵子君が委員を辞任され、その補欠として椎名一保君が選任されました。

○委員長(山崎力君) 次に、一般職の職員の給与

に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別

職の職員の給与に関する法律及び二千五

日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題と

します。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。片山

総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) 一般職の職員の給与

に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別

職の職員の給与に関する法律及び二千五

日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由

及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一

部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関

する人事院勧告が提出されました。政府として

は、その内容を検討した結果、勧告どおり実施す

ることが適当であると認め、一般職の職員の給与

に関する法律、一般職の任期付研究員の採用、給

与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般職給与法の改正について申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を、人事院勧告どおり改定することとしております。

第二に、初任給調整手当てについて、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三十一万四千

百円に引き下げる等としております。

第三に、扶養手当てについて、配偶者に係る支給月額を一万四千円に引き下げ、配偶者以外の子等

扶養親族のうち三人目以降に係る支給月額を一人につき五千円に引き上げることとしております。

第四に、期末手当及び期末特別手当について、支給割合をそれぞれ年間〇・〇五月分引き下げる

こととしております。

第五に、非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当てについて、その限度額を月額三万八千四百

円に引き下げるとともに、その限度額により難い

特別の事情がある場合の限度額を月額十万円とする

第六に、平成十五年度以降の期末手当及び勤勉手当について、三月期の期末手当を廃止するとともに、期末手当の支給割合を年間〇・二五五分引き下げる一方、勤勉手当の支給割合を年間〇・二五五分引き上げることとしております。

第七に、平成十五年度以降の期末特別手当について、三月期の期末特別手当を廃止することとしております。

第八に、特例一時金を廃止することとしております。

次に、任期付研究員法及び任期付職員法の改正について申し上げます。

第一に、任期付研究員及び特定任期付職員に適用する俸給表のすべての俸給月額を改定することとしております。

第二に、第一号任期付研究員の俸給月額について、その限度額を一般職給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とすることとしております。

第三に、期末手当について、支給割合を年間〇・〇五五分引き下げるとともに、平成十五年度以降の三月期の期末手当を廃止することとしております。

以上のほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に合わせて、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

第二に、非常勤の委員等に支給する日額手当について、一般職の例によることとしております。

第三に、一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になった者の俸給月額の特例に係る上限額を百万四千円とすることとしております。

第四に、二千五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じて引き下げることにしております。

以上のほか、この法律の施行期日等について規定することとしております。

以上がこれらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山崎力君) 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項第一号中「三十一万六千四百円」を「三十一万四千四百円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万八千六百円」に改める。

第十一条第三項中「二万六千円」を「二万四千元」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の五十五」を「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に改め、同条第三項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、を削り、「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第二十二條第一項中「三万九千二百円」を「三万八千四百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合)にあっては、十万円」に改める。

附則第九項から第十四項までを削る。

別表第一から別表第十までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表 (一)

職員の 区分	職 級 の 号 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	—	—	185,600 円	220,600 円	238,300 円
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300
	17		242,200	287,800	341,400	361,300
	18		245,100	291,500	344,700	364,600
	19		247,000	294,700	347,900	367,500
	20			297,100	350,200	370,400
	21			299,000	352,400	372,900
	22			301,000	354,700	375,500
	23			302,900	357,000	378,000
	24			304,900	359,200	380,600
	25			306,900	361,600	383,200
	26			308,700	363,800	385,900
	27			310,600	366,100	
	28			312,600	368,400	
	29			314,500		
	30			316,500		
	31			318,400		
	32			320,300		
任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
259,100 円	278,700 円	300,100 円	334,300 円	372,300 円	421,000 円
268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
392,200	409,800	437,400	484,200		
397,200	414,000	441,200	488,600		
400,700	417,600	445,000	492,800		
404,200	421,300	448,900			
407,600	424,800	452,500			
	428,300	456,200			
411,100	431,900				
414,500					
417,900					
421,400					
296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

し、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。
つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

口 行政職俸給表 (二)

職員の 区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	121,200	165,800	184,600	202,500	228,800	257,400
2	124,900	172,600	190,500	208,700	235,800	264,800
3	128,700	178,600	196,500	215,100	242,700	272,200
4	132,500	184,600	202,400	222,000	249,900	280,300
5	136,700	189,900	208,600	228,700	256,700	288,400
6	141,400	195,000	215,000	235,500	263,600	296,800
7	146,200	200,200	221,800	241,700	270,300	305,300
8	152,200	205,700	227,900	247,600	276,500	313,500
9	158,300	211,100	234,100	253,400	282,300	321,500
10	165,500	216,300	239,900	259,200	287,800	329,100
11	172,200	221,800	245,500	264,600	293,300	336,700
12	178,100	226,900	251,100	269,800	298,700	343,800
13	183,600	231,700	256,300	274,800	304,000	350,900
14	188,300	236,600	261,400	279,800	309,000	357,100
15	192,900	241,400	266,300	284,500	313,700	363,200
16	197,400	245,500	270,800	289,300	318,300	369,200
17	201,500	249,600	275,600	293,300	322,600	374,900
18	205,200	253,400	280,200	296,900	326,900	380,200
19	208,200	256,600	284,600	300,100	331,000	385,200
20	211,200	259,000	288,200	303,000	334,700	389,700
21	214,200	261,100	290,800	305,900	338,100	394,200
22	217,100	263,100	293,100	308,500	341,300	398,400
23	219,800	264,500	295,500	311,200	343,700	401,700
24	222,100	266,000	297,500	313,700	346,200	
25	224,300	267,600	299,500	316,100	348,500	
26	226,400	269,300	301,400	318,200	350,900	
27	228,600	270,900	303,200	320,300	353,200	
28	230,500	272,600	305,100	322,300		
29	232,500	274,200	307,000	324,500		
30	234,400	275,800	308,900	326,700		
31	236,100	277,400	310,800	328,800		
32	238,700	279,100				
33	241,400	280,700				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)

職員の 区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	155,900	221,700	269,800	307,200	334,300	372,300	421,000
2	162,600	232,700	281,500	319,800	346,400	384,600	435,400
3	162,600	243,900	293,200	331,200	358,500	396,900	449,800
4	172,100	255,000	304,900	341,700	370,400	409,300	464,300
5	179,200	265,900	316,500	352,200	382,100	421,700	478,400
6	186,700	276,200	327,800	362,000	393,700	433,800	492,500
7	193,900	286,600	337,700	371,500	405,300	445,800	506,500
8	201,300	296,700	347,400	380,900	417,000	457,100	520,500
9	208,600	306,900	356,900	390,300	428,600	468,300	534,500
10	216,300	316,800	366,200	399,700	439,500	479,100	548,500
11	224,200	324,800	375,200	409,100	449,300	488,700	559,700
12	231,800	332,200	384,000	417,900	458,800	497,500	566,900
13	239,100	339,700	392,500	425,800	466,600	505,000	573,800
14	245,700	346,500	399,400	431,700	473,100	511,900	579,900
15	252,100	351,300	405,000	437,400	479,700	516,400	584,600
16	258,400	354,600	408,200	441,200	484,200		
17	263,900	357,100	411,500	445,000	488,600		
18	269,100	359,500	414,800	448,900	492,800		
19	274,100	361,900	418,100	452,500			
20	279,200	364,200	421,600	456,200			
21	283,700	366,600	424,800				
22	287,800	368,900	428,300				
23	291,500						
24	294,700						
25	297,100						

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,000円とする。

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職員の 区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	213,500	249,900	269,300
2	150,900	194,900	221,500	258,700	278,300
3	157,100	202,400	228,800	267,800	287,500
4	164,300	209,400	236,300	276,800	296,700
5	171,700	215,200	243,500	285,900	305,800
6	179,100	219,900	250,800	295,000	314,900
7	187,700	224,700	258,100	304,000	323,900
8	195,000	229,500	264,100	312,500	332,800
9	197,900	233,000	269,800	321,000	341,500
10	200,900	236,100	275,500	329,200	350,000
11	203,000	238,900	281,100	337,100	357,000
12	205,000	241,800	286,300	344,500	363,200
13	206,800	244,800	290,600	349,700	368,800
14	208,300	247,700	294,500	353,800	374,400
15		249,700	298,000	357,700	379,500
16			301,300	361,200	384,000
17			303,400	363,800	387,400
18				366,300	390,700
19				368,500	393,900
20				370,700	396,700
21				372,800	399,200
22				374,900	
23				376,900	
24					
任用職員	163,800	206,600	233,500	278,000	297,900

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する
(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
289,500	309,500	330,800	361,800	396,700	435,700
299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
430,300	446,600	471,100	496,600		
435,800	450,900	475,100	500,600		
440,100	455,200	479,100	504,600		
443,600	458,700	483,100			
446,900	462,100	486,800			
450,300	465,500	490,500			
453,700	469,100				
457,100					
460,600					
328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

る職員で人事院規則で定めるものに適用する。
つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円と

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表 (一)

職員の 区分	勤務 の 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
正課長 以上の 職員	1	157,500	172,900	180,200	199,400	233,000	269,900
	2	164,100	180,200	189,300	207,800	241,200	279,000
	3	171,200	189,300	199,200	216,100	250,300	288,300
	4	178,300	199,200	206,900	223,600	259,400	297,500
	5					268,600	306,800
	6	186,800	206,900	214,400	231,200	277,600	315,900
	7	196,500	214,400	221,800	238,800	286,800	324,800
	8	204,000	221,800	228,700	246,500	296,000	333,600
	9	211,500	228,700	236,000	254,700	305,200	342,400
	10	218,900	236,000	243,800	262,700	313,700	351,100
正課長 以外の 職員	11	225,700	243,800	251,800	270,700	322,100	359,200
	12	233,000	250,800	259,700	278,800	330,400	367,200
	13	240,700	258,700	267,700	286,900	338,700	375,000
	14	247,700	266,600	275,700	294,700	346,700	382,700
	15	255,600	274,500	283,700	302,500	353,800	390,400
	16	263,500	282,200	291,200	310,600	361,900	397,400
	17	270,900	289,400	298,500	318,900	368,900	404,500
	18	277,700	296,500	305,900	327,200	376,600	410,200
	19	284,100	303,300	313,200	335,100	384,300	415,700
	20	290,600	310,000	320,200	342,200	391,400	419,400
正課長 以外の 職員	21	297,100	316,700	327,300	349,700	398,400	422,400
	22	303,100	323,200	334,200	357,400	404,200	425,400
	23	309,500	329,500	341,000	365,100	410,000	428,500
	24	315,400	335,900	347,800	372,800	413,600	431,700
	25	321,100	342,400	354,400	379,900	416,600	434,500
	26	326,900	348,800	361,100	386,900	419,600	437,600
	27	332,600	354,900	367,200	392,800	422,600	
	28	337,500	360,300	372,600	398,600	425,800	
	29	341,100	365,100	377,500	402,200	428,600	
	30	344,800	369,500	382,400	405,200	431,500	
正課長 以外の 職員	31	348,600	374,000	385,400	408,100		
	32	352,400	376,600	388,100	411,100		
	33	354,800	379,200	390,800	414,300		
	34		381,700	393,500	417,100		
	35		384,300	396,300	419,900		
正課長 以外の 職員	36		386,900	399,000			
	37		401,700				
正課長 以外の 職員		245,000	255,300	258,500	264,800	279,500	308,000

備考 (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員
(二) 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとな
202,700円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
289,500	309,500	330,800	361,800	396,700	435,700
299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
415,900	437,600	457,300	484,400	521,400	579,900
424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
430,300	446,600	471,100	496,600		
435,800	450,900	475,100	500,600		
440,100	455,200	479,100	504,600		
443,300	458,700	483,100			
446,900	462,100	486,800			
450,300	465,500	490,500			
453,700	469,100				
457,100					
460,600					
328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

で人事院規則で定めるものに適用する。
つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、

ロ 公安職俸給表 (二)

職員の 区分	職 階 級 の 号 数	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
正任用 の 職 員	1	— 円	— 円	213,500 円	249,900 円	269,300 円
	2	150,900	194,900	221,500	258,700	278,300
	3	157,300	202,400	228,800	267,800	287,500
	4	165,000	209,400	236,300	276,800	296,700
	5	172,900	215,200	243,500	285,900	305,800
	6	180,900	220,900	250,800	295,000	314,900
	7	188,300	226,400	258,100	304,000	323,900
	8	195,000	231,500	265,000	312,500	332,800
	9	199,500	236,400	271,400	321,000	341,500
	10	203,800	241,000	277,900	329,200	350,000
正任用 の 職 員 以 外 の 職 員	11	208,000	245,600	284,200	337,100	357,800
	12	211,900	250,600	289,800	344,500	365,500
	13	215,500	255,800	295,300	350,900	372,800
	14	218,900	260,700	300,700	356,000	380,000
	15	222,400	265,400	306,200	360,800	386,400
	16	225,700	269,500	310,700	365,100	391,500
	17	228,900	273,100	315,100	368,100	396,100
	18	231,600	276,800	319,200	371,100	399,700
	19	234,200	278,600	322,500	373,700	403,000
	20	236,400		324,900	376,500	406,100
正任用 の 職 員 以 外 の 職 員	21	238,400		326,800	379,200	408,800
	22			328,700	381,400	411,300
	23			330,500	383,500	
	24			332,400	385,600	
	25			334,300		
	26	171,300	213,900	242,000	280,300	301,000

備考 (一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で
(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとな
する。

6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額	9 級 俸 給 月 額	10 級 俸 給 月 額	11 級 俸 給 月 額
289,500 円	309,500 円	330,800 円	361,800 円	386,700 円	435,700 円
299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
430,300	446,600	471,100	496,600		
435,800	450,900	475,100	500,600		
440,100	455,200	479,100	504,600		
443,600	458,700	483,100			
446,900	462,100	486,800			
450,300	465,500	490,500			
453,700	469,100				
457,100					
460,600					
328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

人事院規則で定めるものに適用する。
人事院規則で定めるものの俸給月額を、この表の額にかかわらず、207,900円と
する。

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表 (一)

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
任用職員 以外	1	—	—	252,400	304,000	332,000	369,700	454,500
	2	162,200	215,300	261,400	317,600	343,400	383,000	467,200
	3	171,500	224,000	271,000	330,600	354,700	396,300	479,700
	4	181,100	232,700	281,200	341,700	366,000	413,600	492,100
	5	190,800	240,600	294,800	352,900	377,300	430,900	504,200
	6	201,100	248,500	308,300	364,200	388,200	447,800	515,800
	7	211,700	256,100	321,100	375,400	402,200	459,800	527,200
	8	218,400	263,400	329,600	386,300	415,900	471,500	537,300
	9	224,600	271,100	338,100	397,100	429,200	482,300	546,500
	10	229,300	278,300	346,500	407,800	438,500	493,000	553,500
任用職員 以外	11	233,000	285,400	354,400	418,400	447,400	503,300	560,400
	12	237,000	291,600	362,000	426,900	455,700	511,800	566,800
	13	240,800	297,300	369,300	433,800	463,800	518,800	573,000
	14	244,700	303,000	376,400	440,700	470,400	524,700	578,600
	15	247,900	307,600	383,200	447,400	475,400	530,200	583,100
	16	251,100	312,100	389,600	451,700	479,400	535,100	—
	17	254,300	316,400	395,500	454,800	483,300	539,100	—
	18	257,400	319,400	398,500	458,200	487,100	542,900	—
	19	259,300	322,400	401,400	461,600	490,900	546,800	—
	20	—	—	404,100	464,900	494,600	550,800	—
任用職員 以外	21	—	—	407,000	468,400	498,200	—	—
	22	—	—	409,700	471,900	501,800	—	—
	23	—	—	412,600	475,200	505,600	—	—
	24	—	—	415,500	478,600	—	—	—
	25	—	—	418,500	482,200	—	—	—
	26	—	—	421,600	—	—	—	—
	27	221,600	252,600	292,300	344,700	371,100	410,300	482,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
任用職員 以外	1	—	—	204,000	230,900	263,100	295,800
	2	137,500	172,800	210,800	238,300	271,300	304,000
	3	141,500	180,700	217,100	245,800	279,800	312,100
	4	146,500	189,400	223,900	254,500	287,800	320,300
	5	152,400	196,900	230,900	262,700	294,800	328,600
	6	158,300	203,500	238,300	270,800	301,600	337,300
	7	165,100	209,900	245,800	278,800	308,100	345,800
	8	172,600	215,300	254,500	285,400	314,600	353,900
	9	179,700	221,500	262,600	291,900	320,600	361,700
	10	187,900	227,600	270,400	298,300	326,600	369,500
任用職員 以外	11	195,400	234,100	277,800	304,400	332,400	377,300
	12	201,800	240,600	284,300	310,100	338,000	384,800
	13	208,100	246,600	290,500	315,200	343,700	392,200
	14	213,400	252,800	296,700	320,300	348,900	399,100
	15	218,600	259,000	302,300	324,700	353,700	405,400
	16	223,700	264,800	307,700	328,900	358,400	411,300
	17	228,800	270,400	312,100	332,500	362,600	417,200
	18	233,600	275,900	316,500	335,900	366,300	422,800
	19	238,600	281,200	320,700	339,300	369,400	428,400
	20	242,900	285,900	324,400	342,200	372,200	433,400
任用職員 以外	21	246,000	289,700	327,000	345,200	375,100	438,100
	22	248,900	292,400	329,500	347,400	377,900	442,400
	23	250,900	295,000	332,000	349,600	380,800	446,000
	24	—	297,400	334,200	351,700	383,600	—
	25	—	299,400	336,200	353,900	386,400	—
	26	—	300,900	338,200	356,000	389,300	—
	27	—	302,500	340,000	358,200	392,100	—
任用職員 以外	28	—	304,200	341,900	360,500	—	—
	29	—	305,900	343,800	362,800	—	—
	30	—	—	345,600	—	—	—
	31	216,100	231,200	237,200	260,800	291,800	329,500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表 (一)

職員の 区分	職務 の級	俸給月額				
		1	2	3	4	5
任用職員 の 外 の 職 員	1	円 —	円 —	円 255,400	円 288,700	円 370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200	
21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500	
22	315,500	378,400	459,000	493,800	592,500	
23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200	
24	324,500	387,100	464,100	502,900		
25	328,100	390,000	467,200	506,200		
26	331,200	392,800	470,200	509,600		
27	334,200	395,700	473,300			
28	337,000	398,400	476,400			
29	339,200	401,200				
30	341,200	403,900				
31	343,300	406,700				
32	345,300	409,500				
33	347,300	412,400				
34	349,400	415,300				
35	351,400					
36	353,500					
37	355,600					
38	357,900					
任用職員	241,600	291,300	307,400	340,200	422,800	

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号	1		2		3		4	
		俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
任用 職員	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	148,100	192,000	314,600	409,700				
	3	154,400	199,100	328,200	419,800				
	4	161,600	206,300	341,500	429,400				
	5	169,500	214,000	351,800	438,900				
	6	178,600	222,100	362,000	448,400				
	7	188,600	233,300	372,500	457,400				
	8	195,400	245,100	382,400	466,300				
	9	202,300	257,000	392,000	474,800				
	10	209,200	269,600	401,600	483,900				
	11	216,500	282,500	410,900	492,900				
	12	224,100	295,800	419,800	503,000				
	13	232,300	309,500	428,600	512,100				
	14	240,300	323,100	436,900	520,600				
	15	248,300	335,800	444,600	528,000				
	16	256,300	345,800	452,100	532,500				
	17	264,200	345,800	459,600					
	18	271,900	355,900	467,700					
	19	279,600	366,000	475,900					
	20	286,500	375,500	483,800					
	21	293,100	384,800	491,700					
	22	299,300	393,800	499,700					
	23	305,400	401,800	506,500					
	24	311,300	409,000	510,600					
	25	317,200	416,300						
	26	323,000	423,100						
	27	328,500	429,400						
	28	333,900	434,900						
	29	339,000	440,200						
	30	342,700	445,000						
	31	345,700	449,500						
	32	348,600	453,800						
	33	351,400	458,000						
	34	353,400	460,900						
	35	355,400							
	36	357,200							
	37	359,000							
	38	360,700							
	39	362,900							
	40	365,000							
任用 職員		240,800	286,800	359,000	436,200				

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額を、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表(三)

職員の 区分	職務 の級 番号	1 級		2 級		3 級		4 級	
		俸給月額	額	俸給月額	額	俸給月額	額	俸給月額	額
任用 職員 以外の 員	1	148,100	円	163,700	円	273,000	円	404,800	円
	2	154,400	円	172,000	円	286,700	円	413,700	円
	3	161,600	円	181,000	円	300,700	円	422,200	円
	4	169,500	円	192,000	円	314,600	円	430,700	円
	5	178,600	円	199,100	円	328,200	円	439,000	円
	6	188,600	円	206,300	円	341,500	円	446,800	円
	7	195,400	円	214,000	円	351,800	円	454,500	円
	8	202,200	円	222,100	円	362,000	円	461,800	円
	9	209,000	円	233,300	円	372,400	円	468,800	円
	10	215,900	円	245,100	円	389,700	円	482,600	円
任用 職員 以外の 員	11	223,000	円	257,000	円	397,800	円	489,800	円
	12	230,500	円	269,600	円	405,900	円	496,300	円
	13	237,900	円	282,500	円	413,500	円	501,500	円
	14	245,000	円	295,800	円	421,000	円	505,500	円
	15	252,100	円	309,500	円	428,300	円		
	16	258,700	円	323,100	円	435,100	円		
	17	265,200	円	335,800	円	441,700	円		
	18	271,700	円	345,800	円	448,300	円		
	19	277,600	円	355,700	円	454,200	円		
	20	282,900	円	365,700	円	459,600	円		
任用 職員 以外の 員	21	287,900	円	374,200	円	464,300	円		
	22	292,600	円	382,400	円	468,500	円		
	23	296,800	円	390,100	円	472,300	円		
	24	300,200	円	397,000	円	473,400	円		
	25	303,500	円	403,400	円	478,300	円		
	26	306,900	円	409,100	円				
	27	309,300	円	414,400	円				
	28	311,100	円	419,300	円				
	29	312,900	円	424,100	円				
	30	314,600	円	428,800	円				
任用 職員 以外の 員	31	316,400	円	432,900	円				
	32	318,200	円	437,100	円				
	33			441,000	円				
	34			444,600	円				
	35			447,100	円				
	36								
主任 任用 職員		229,100	円	283,400	円	351,000	円	425,800	円

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

ニ 教育職俸給表(四)

職員の 区分	職務 の級 番号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		俸給月額	額	俸給月額	額	俸給月額	額	俸給月額	額	俸給月額	額
任用 職員 以外の 員	1	170,300	円	205,000	円	255,400	円	319,100	円	457,600	円
	2	181,000	円	213,500	円	268,500	円	334,300	円	469,000	円
	3	192,400	円	222,200	円	281,400	円	349,600	円	480,300	円
	4	203,800	円	231,900	円	295,500	円	364,700	円	491,600	円
	5	210,900	円	241,400	円	309,700	円	379,800	円	502,900	円
	6	218,400	円	254,100	円	323,800	円	391,000	円	514,200	円
	7	226,400	円	266,700	円	339,000	円	401,700	円	525,700	円
	8	234,500	円	279,500	円	354,000	円	412,600	円	536,200	円
	9	242,800	円	292,300	円	369,100	円	422,600	円	545,400	円
	10	251,200	円	305,400	円	380,300	円	434,400	円	554,600	円
任用 職員 以外の 員	11	259,800	円	318,300	円	391,000	円	446,100	円	563,600	円
	12	268,000	円	331,300	円	401,600	円	457,700	円	572,600	円
	13	275,700	円	344,300	円	411,400	円	469,100	円	580,800	円
	14	283,400	円	357,000	円	420,600	円	480,400	円	587,300	円
	15	290,700	円	366,000	円	429,000	円	491,700	円	592,300	円
	16	297,900	円	375,000	円	437,100	円	503,000	円	597,000	円
	17	304,600	円	384,000	円	444,500	円	514,300	円		
	18	311,000	円	392,300	円	451,700	円	522,700	円		
	19	316,600	円	400,500	円	457,900	円	528,000	円		
	20	321,900	円	408,300	円	463,200	円	533,200	円		
任用 職員 以外の 員	21	326,800	円	416,200	円	468,300	円	538,900	円		
	22	331,600	円	423,600	円	473,100	円	544,600	円		
	23	335,900	円	430,800	円	477,800	円	550,000	円		
	24	339,900	円	437,000	円	482,600	円	554,600	円		
	25	343,300	円	442,300	円	486,100	円	558,800	円		
	26	345,800	円	447,400	円	489,400	円				
	27	348,100	円	452,100	円	492,800	円				
	28	350,800	円	456,800	円						
	29	353,500	円	461,600	円						
	30	356,100	円	465,000	円						
任用 職員 以外の 員	31	358,600	円	468,200	円						
	32	361,100	円	471,400	円						
	33	363,500	円								
	34	366,100	円								
	35	368,700	円								
	36	371,300	円								
主任 任用 職員		254,500	円	305,000	円	330,500	円	408,300	円	487,800	円

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職員の 区分 号	職級の 級				
	1	2	3	4	5
1	135,200	184,500	257,900	300,000	344,400
2	139,600	194,400	271,300	314,000	356,800
3	144,700	203,700	284,800	327,900	369,200
4	151,000	213,000	298,200	341,900	381,600
5			311,800	352,800	393,700
6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
24	286,000	360,200	439,700		
25	290,700	363,000	443,100		
26	294,500	365,800			
27	298,200	368,700			
28	301,100	371,500			
29	303,500	374,300			
30	305,600				
31	307,700				
32	309,700				
主任 研究員 以外の 職員	219,400	266,200	300,800	344,100	400,800
主任 研究員					

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は
調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職員の 区分 号	職級の 級			
	1	2	3	4
1	237,600	299,100	350,800	430,800
2	247,800	315,300	367,700	443,800
3	263,300	331,800	384,500	455,900
4	279,600	348,400	401,400	467,800
5		365,000	414,200	479,300
6	295,700	381,700	427,300	490,700
7	310,800	398,500	440,000	501,600
8	326,500	411,200	452,100	512,000
9	341,500	422,700	463,700	522,300
10	354,500	433,400	474,700	532,000
11	367,400	443,000	485,500	541,800
12	380,000	452,200	495,900	550,800
13	389,300	461,200	505,800	559,500
14	398,200	470,000	515,600	568,200
15	405,500	478,800	524,000	576,600
16	410,200	487,400	532,500	585,100
17	414,800	493,500	541,000	593,000
18	417,400	498,400	547,700	599,500
19		502,600	554,300	604,800
20		506,000	559,000	609,500
21		509,500	563,700	
22		513,000	568,300	
23		516,400	572,400	
24		519,900	576,600	
主任 研究員 以外の 職員	297,700	350,300	402,300	470,900
主任 研究員				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則
で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職員の 区分	職 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
再任用 職員 以外 の職員	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200	410,500
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900	422,600
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700	434,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400	446,900
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900	458,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500	470,900
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300	482,900
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100	495,200
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400	507,700
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500	520,300
再任用 職員 以外 の職員	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100	528,000
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100	535,200
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500	541,900
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000	548,600
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600	553,900
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800	558,300
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000	
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900		
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500		
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200		
再任用 職員 以外 の職員	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800			
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200			
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700			
	24		298,600	358,400	382,200				
	25		300,400	360,700	384,600				
	26		302,100	362,700	387,100				
	27		304,000	364,800	389,800				
	28		305,800	366,900					
	29			369,100					
	30			371,400					
再任用 職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800	443,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
再任用 職員 以外 の職員	1	—	—	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	228,800	253,200	285,900	323,800	356,900
	3	158,400	186,400	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
再任用 職員 以外 の職員	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,500	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,800	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
再任用 職員 以外 の職員	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,200	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
再任用 職員 以外 の職員	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
再任用 職員	41	323,100						
再任用 職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)

職員の 区分	職 階 の 号	1	2	3	4	5	6
		級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額	級 俸給月額
任用 職員 以外 の 職員	1	147,900 円	191,200 円	239,500 円	260,500 円	300,100 円	334,300 円
	2	152,600	198,600	248,400	269,500	310,200	346,400
	3	158,200	206,000	257,500	278,700	320,400	358,500
	4	163,900	213,600	266,100	288,000	330,900	370,400
	5	170,000	221,600	274,600	297,600	341,400	382,100
	6	176,700	229,900	283,100	307,500	351,900	393,700
	7	183,800	238,400	291,600	317,300	361,800	405,300
	8	191,100	247,200	300,200	327,300	371,400	417,000
	9	197,300	256,300	308,600	337,300	380,900	428,600
	10	202,900	264,700	316,800	347,100	390,300	439,500
任用 職員 以外 の 職員	11	208,500	273,100	324,900	356,700	399,700	449,300
	12	213,800	281,400	332,300	366,000	409,100	458,800
	13	219,300	289,500	339,700	375,100	417,900	468,600
	14	224,700	297,400	346,900	383,900	425,800	473,100
	15	230,100	305,100	352,500	392,400	431,700	479,700
	16	235,400	312,300	357,300	399,400	437,400	484,200
	17	240,700	319,300	361,300	405,000	441,200	488,600
	18	245,400	326,100	364,500	409,800	445,000	492,800
	19	249,700	332,100	367,500	414,000	448,900	
	20	254,100	337,700	370,400	417,600	452,500	
任用 職員 以外 の 職員	21	258,100	341,400	372,900	421,300	456,200	
	22	262,000	344,700	375,500	424,800		
	23	265,500	347,900	378,000	428,300		
	24	268,800	350,200	380,600	431,900		
	25	271,600	352,400	383,200			
	26	274,300	354,700	385,900			
	27	276,400	357,000				
	28	278,400	359,200				
	29	280,400	361,600				
	30	282,300	363,800				
任用 職員 以外 の 職員	31	284,300	366,100				
	32	286,200	368,400				
	33	288,000					
	34	289,900					
	35	291,700					
	36	293,600					
	37	295,500					
	38	297,300					
	39	299,100					
		203,000	254,500	272,000	311,700	335,000	370,200

備考 この表は、身体障害者更生支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 指定職俸給表 (第六条関係)

号	俸	俸	給	月	額
1				円	580,000
2				644,000	
3				713,000	
4				793,000	
5				854,000	
6				917,000	
7				1,003,000	
8				1,082,000	
9				1,160,000	
10				1,242,000	
11				1,317,000	
12				1,345,000	

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「三月に支給する場合においては百分の二十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百八十五」を「百分の百七十」に、「百分の百六十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

第十九条の四第三項中「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の百七十五」に、「百分の百八十五」を「百分の百九十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に改める。

第十九条の七第二項第一号中「六月に支給する場合においては百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)、十二月に支給する場合においては百分の五十五(特定幹部職員にあつては、百分の七十五)を「百分の七十(特定幹部職員にあつては、百分の九十)に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の八第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「三月に支給する場合においては百分の二十五」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十」に、「三箇月以内(基準

日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

第十九条の八第三項中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十」とを削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同条第四項中「同項の表」を「同項各号」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		414,000
2		489,000
3		568,000
4		661,000
5		771,000
6		880,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		340,000
2		380,000
3		411,000

第六条第四項中「相当する額」の下に「給与法の指定職俸給表十二号俸の額未満の額に限る。」又は給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額を加え、ただし書を削る。

第七条第二項中「第十九条の三第一項」の下に「第十九条の四第二項」を、「。以下「特定管理職員」と」の下に「給与法第十九条の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」とを加える。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

(一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		409,000
2		462,000
3		520,000
4		592,000
5		676,000
6		790,000
7		923,000

第八条第二項中「第十九条の三第一項」の下に「第十九条の四第二項」を、「。以下「特定管理職員」と」の下に「給与法第十九条の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」とを加える。

第六条 一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初(施行期日)

日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替等)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあつては、俸給月額及びこれを受ける期間に推算されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付研究員法」という。)

三 一般職の任期付職員員の採用及び給与の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。)

第七条第三項の規定による俸給月額

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律

一五

を第十九号の九とし、第十九号の十一を削り、第十九号の十二を第十九号の十とし、第十九号の十三を第十九号の十一とする。

第三条第二項中「百三十七万五千円」を「百三十四万五千円」に改め、同条第三項中「百六十八万二千円」を「百六十四万六千円」に、「八十七万三千円」を「八十五万四千円」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「又は前項」及び「(以下「各省各庁の長」という。)」を削り、同項を同条第五項とする。

第四条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万八千四百円」とあるのは「七万二千円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。

第七条の二中「内閣総理大臣等」の下に「(秘書官を除く。)」を加え、「第十九条の四第五項」を「第十九条の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」とし、同条第五項」に改める。

第七条の三中「秘書官」の下に「調整手当」を、「住居手当」の下に「通勤手当」を、「単身赴任手当」の下に「期末手当」を加え、「一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する」を削り、「第十九条の四第五項」の下に「(一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第九条中「は、勤務一日につき三万九千二百円を超えない範囲内において、各省各庁の長が総務大臣と協議して定める額の手当を受ける」を「には、一般職給与法第二十二条第一項の規

定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「総務大臣と協議して」とする」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十一号俸の俸給月額を超え百万四千円を超えない範囲内の額とすることが出来る。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは、「附則第三項」とする。

附則第五項及び第六項を削る。

別表第一俸給月額の欄中「二、三〇四、〇〇〇円」を「二、二五五、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円」を「一、六四六、〇〇〇円」に、「一、六一〇、〇〇〇円」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三七五、〇〇〇円」を「一、三四五、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、六一〇、〇〇〇円」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円」を「一、一六〇、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円」を「一、一六〇、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円」を「一、一六〇、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三を次のように改める。

官 職 名	俸 給 月 額
十一号俸	六一六、八〇〇円
十号俸	五八一、二〇〇円

秘書官

九号俸	五四五、七〇〇円
八号俸	五一一、一〇〇円
七号俸	四七六、一〇〇円
六号俸	四三六、三〇〇円
五号俸	三九三、三〇〇円
四号俸	三五二、七〇〇円
三号俸	三一六、六〇〇円
二号俸	二九〇、一〇〇円
一号俸	二六九、〇〇〇円

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

(二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(平成十四年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百三十六万五千円」を「百三十三万五千円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特別職の職員の給与に関する法律第一条の改正規定 この法律の公布の日

二 第二条の規定 平成十五年四月一日

三 附則第四項の規定 この法律の公布の日又は行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(特定の秘書官の俸給月額の切替え)

2 この法律の施行の日(以下この項において

「施行日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条第五項(同法附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、総務省令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

4 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条中「同条第十七号の三」を「同条第十七号の二」に改める。